

■農林物資規格調査会令

(平成12年6月7日)
政令第290号)

(組織)

第1条 農林物資規格調査会(以下「調査会」という。)は、委員20人以内で組織する。

2 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第2条 委員は、学識経験者のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費に関し専門的知識のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任機限とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 調査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第5条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 調査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって調査会の議決とすることができる。ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第7条第5項及び第8条第2項(これらの規定を同法第9条において準用する場合を含む。)並びに第9条の2の規定によりその権限に属させられた事項については、この限りではない。

(議事)

第6条 調査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 調査会の議事は、委員で、会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、農林水産省総合食料局品質課において処理する。

(雑則)

第8条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附 則 (平成12年6月7日政令第290号)

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。